全紹協広報　2011・夏

マネキン

No.90

目　次

就任によせて …… 1

㈳ 全日本マネキン紹介事業協会　会長　白石　眞一郎

ごあいさつ …… 2

厚生労働省　職業安定局　派遣･有期労働対策部需給調整事業課　課長補佐　太田　衛

厚生労働省　職業安定局　派遣･有期労働対策部需給調整事業課　係長　森岡　巨博

公益社団法人移行への課題 …… 3

公益社団法人　日本看護家政紹介事業協会　前事務局長　米川　靖夫

『第37回　定時総会』…… 16

『懇親の夕べ』 …… 17

叙勲の栄誉に浴して …… 18

㈲南九州マネキン紹介所　代表取締役　黒田　孝二

厚生労働大臣表彰を受賞して …… 19

㈱トーエイビジネスサポート　代表取締役　杉本　照美

組織図 …… 20

事業部報告 …… 21

資産要件・審査方法の見直し …… 22

職業紹介事業の新規許可、許可有効期間の更新

一般労働者派遣事業の新規許可、許可有効期間の更新

事務局だより …… 24

表紙写真：株式会社太陽　牧野明治（関西連絡会）

就任によせて

㈳ 全日本マネキン紹介事業協会
会 長　白石　眞一郎

第37回「定時総会」におきまして、会員の皆様からご承認いただき、平成23年・24年度の㈳全日本マネキン紹介事業協会の会長として再任させていただくこととなりました。

いま、われわれを取り巻く環境は、長い不況の中で消費が低迷、百貨店の売上げが伸びず、したがって求人者からの求人件数も激減し、会員事業所は苦戦を強いられてまいりました。

この状況のなかで、3月11日、東北を中心に広範囲におよんだ国内観測史上、最大規模といわれた巨大地震と、太平洋沿岸を襲った大津波による未曾有の災害に見舞われ、さらに東電福島第一原発の事故も重なり、節電、風評被害、セシウム汚染牛の問題等々により、多方面に影響がおよび、全国の各イベントの自粛にまで至っております。

マネキン紹介事業にとっては百貨店の営業時間短縮、催事の中止により、求人数がさらに減り、いままで経験したことのないほどの痛手を被っております。

別の角度から「いま」を眺めると、商品に手を触れられない「通販サイト」で、格安品は勿論のこと、ファッション性の高い、高額衣料も購入するという、消費の新しいパターンが生まれ、いわゆる「ネット販売」が定着し、急成長をしています。

また昔は古着、中古品と呼ばれるリサイクル商品も衣料品、バッグ、事務器、家具、書籍等と幅広く人気があり、驚くほどの売上げを伸ばしております。

一方、われわれのメイングランドである百貨店も生き残りをかけ、続々と再編に着手、不採算店舗の閉鎖、統合、提携、リストラ等を進め、スーパーなどもボランタリーチェーン（※多数の独立した小売り業者が連携・組織化し、商標・仕入れ・物流などの共同化をし、これを行う形態）への動きを積極的に進めており、周りを見まわしただけでも、これだけ時代は大きく動いているのです。

このような大きな様変わりを背景に、われわれは許可事業所として、法律を遵守し、全国の求職者のために就労の機会を増やさなければなりません。その努力が自社の存続に繋がることになるはずです。

それには「いま」の時代を敏感に捉え、会員同士が真摯に情報交換・業務提携・会社統合などを視野に入れ、過去にとらわれず「この時代をどう生き抜くか？」許可事業所として「需給調整の一翼をどう担うか？」求人先へプロの販売員「マネキン」を「どうアピールするか？」そして「求職者との接し方」「求職者のレベルアップ」等、紹介事業の原点と時代をふまえた経営方法を積極的に取り入れた事業所経営を目指していくことの必要性を強く感じる次第です。

今期の執行部は形こそ違いますが、私を含めて全員が各事業所の後継者で形成されました。「若い」、「経験がない」とされる新執行部ですが、逆に「良き時代」を先代の恩恵でしか知らず、過去を振り返ることもできない分、素直に「いま」にぶつかってまいります。

㈳全紹協は30年を超える歴史ある団体です。会員の諸先輩方が築いてくれたこの歴史を継承しながらも時代に沿った協会運営を目指し、責務を全うすべく努力をしてまいる所存です。

会員各位には今までにも増した、ご理解、ご協力を心よりお願いいたします。

ごあいさつ

厚生労働省
職業安定局　派遣･有期労働
対策部　需給調整事業課
課長　補佐　**太田　衛**

厚生労働省
職業安定局　派遣･有期労働
対策部　需給調整事業課
係　長　**森岡　巨博**

このたび、4月1日付で職業紹介事業を担当させていただくことになりました、職業安定局　派遣・有期労働対策部　需給調整事業課　課長補佐の太田と係長の森岡でございます。どうぞよろしくお願いします。

常日頃から協会及び会員の皆様には、民営職業紹介の行政運営に多大なご協力とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在の日本はリーマンショックの後遺症から立ち直り、そろそろ景気が回復するかという時に3月11日の東日本大震災が発生しました。

この大震災の関連で様々なことが混乱していて、通常では10年、20年かかる変化が1年、2年、という短期間において変化するという状況になるのではないかと思えます。

そのような中、私どもは、この未曾有の災害に際して、まず被災者の方々に対する雇用の安定が最重要だと考えています。大臣からも㈳全日本マネキン紹介事業協会様をはじめ、民営職業紹介事業者の方々に対し被災者の雇用の確保、復興に関わる雇用についての支援をお願いしております。

これまででしたら、ハローワークを中心としたものでしたが、現在は民営職業紹介事業者の皆様のご協力がなければ日本はどうにもならないと私どもは十分認識しております。この東日本大震災の復旧、復興におきましては、まず地域の被災者の方々が安定した雇用を得られること、それから復興に必要な人材が確保できることが一番の課題と思っております。このような意味から、人材ビジネスの事業者団体の皆様に、被災された方への迅速な就職支援の要請をさせていただいたところであり、皆様のご協力を頂いて日本の復興を図って行きたいと考えています。

また、東日本大震災におきまして、いろいろと皆様方の事業にも影響が出ているのではないかと心配しています。さらにいえば求人が減少していて、非常に事業運営が困難となっている職種の紹介所もあるやに聞いています。せっかくリーマンショックから回復した時にこういう形というのは、皆様方におかれましては大変ご苦労されていると思いますが、リーマンショックとは違い、回復してくれば復興需要などが出てくると思います。ただ、今が一番厳しい時期だとも思っております。

㈳全日本マネキン紹介事業協会会員の皆様におかれましては、白石会長のもと一致団結していただきまして民間の職業紹介事業者があってこそ、復興はこういうふうになったと言われるようなご活躍をされていただきたいと期待しております。

さらに、こうした厳しい雇用失業情勢において官と民が連携し、それぞれの特長を活かしつつ全体としてマッチング機能を高めることが重要であると考えております。

政府においても「日本はひとつ」しごとプロジェクトにおいて、官民一体での復興支援をおこなうこととなっております。盛り込まれた雇用対策を官民で協力し推進していこうとしています。

皆様にも引き続きご協力をお願いいたします。

最後に、コンプライアンス意識をもって適正な職業紹介事業の運営をお願い申し上げます。

近年、様々な分野で国の規制緩和が行われ、様々な事業に比較的容易に参入することが可能となりました。しかしながら、そこには必ずルールがあり、ルールを逸脱した行為は許されません。労働力需給調整システムにおいても同様に、職業安定法をはじめとした関係法令が存在しており、このルールを逸脱した場合には、やはりそれなりのペナルティーも存在しています。誰もが気持ちよく仕事ができるよう、今一度法令遵守の徹底をお願いして、新任の挨拶にかえさせていただきます。

公益社団法人移行への課題

公益社団法人　日本看護家政紹介事業協会
前事務局長
米川　靖夫

本日お話させていただきますのは、私ども看家協会が今年の4月1日に公益社団法人に移行いたしました時の経緯。そして、いま問題になっております公益法人改革、これは一体どういうものなのかということを皆様にご理解いただき、マネキン協会さんが今後、公益社団か一般社団かのどちらを目指すかの参考にしていただければと思っております。

「従来の公益法人の状況について」

現在、いわゆる公益法人といわれる法人は、明治29年の民法34条に根拠があります。それが延々と100年くらいにわたって日本の公益法人制度の基礎となったわけであります。これが全国に24,317法人あります。これには「国所管」と「都道府県所管」があり、これは協会なり法人の活動が一都道府県の中だけであれば「都道府県所管」であり、マネキン協会さんや私ども看家協会のように、全都道府県あるいは2つ以上の都道府県にわたる場合は「国所管」ということです。

ちなみに4月30日現在「国所管」の6,625法人のうち836法人が移行申請をしており、公益に認定されたものが591法人、審査中のものが245法人あります。したがって認められたものは10％にも満たないわけであります。**（図.1）**

ここで、私ども看家協会の場合、どのようにして公益法人に移行出来たかという、説明をさせていただきます。

平成20年12月に『法人法』『認定法』『整備法』という、いわゆる公益3法という法律が施行になりました。これは5年間の移行期間を設け、その間に各法人はそれぞれの道を選択しなければならない。そして移行までの間は、従来の社団法人なり財団法人は「特例

図.1　『公益社団法人』への移行について

1.「公益社団法人」への移行の流れ（図解）

社団法人・財団法人
〔旧民法34条の定義による法人〕

H20 12/1

※平成20年12月に「公益3法（法人法・認定法・整備法）」が施行。
（移行期間は5年間）

特例民法法人
（特例社団・特例財団）

H21 5/21
H22 5/20

○平成21年度「定期総会」において、「公益社団法人」を目指し移行準備をすることを承認
○平成22年度「定期総会」において、「社団法人」から「公益社団法人」への移行のため申請することを承認

H22 6/18

特例民法法人（特例社団・平成22年6月18日に内閣府へ「公益確認移行申請書」を提出）

※内閣府（公益認定等委員会事務局）による審査（約6ヶ月間）
審査期間:平成22年7月16日～平成23年1月14日

H23 1/21

認定審査→諮問・答申
平成23年1月21日『答申書』が発出

→ 内閣府のウェブサイト上に答申内容が掲載（1月24日）

「公益社団法人」への法人登記の希望時期を平成23年4月1日と内閣府へ伝える

※整備法第106条により「認定」後2週間以内に法人登記が必要!
※事業年度の区切りの関係上、登記の時期は、4月1日が最良!

H23 3月 下旬

平成23年3月22日に、内閣府より『認定書』の交付

H23 4/1

平成23年4月1日に「公益社団法人」の『移行登記』を完了

H23 4/13

平成23年4月13日『移行登記完了届出書』提出 → 平成23年4月14日認定の「公示」

→ **『公益社団法人日本看護家政紹介事業協会』の誕生!**

※23年5月19日に『定時社員総会』の開催

民法法人」と呼ぶことになります。したがってマネキン協会さんも現在は、法律上「特例民法法人 全日本マネキン紹介事業協会」となるわけです。

私ども看家協会の場合は、平成21年度の定期総会において「公益社団法人を目指して移行準備をする」ことを提案し承認され、準備をスタートさせました。続いて翌年の平成22年度の定時総会において「公益社団法人への移行申請をする」ことが承認され、この時に移行するための新たな定款、必要な申請書等を審議し、これも承認を得たのです。その後6月18日に内閣府の中にある「公益認定等委員会（第三者機関として7人の委員がいる）」事務局へ「公益確認移行申請書」を提出しました。

約1ヶ月後の7月16日に内閣府へ呼ばれ、ヒアリングが行われ、提出した申請書にかかわる資料等の説明をさせられました。その後も電話、メール等で、延々と説明を求められ、一時はもうどうなるのかと思ったくらいでした。年が明けた23年1月14日に「認定等委員会」に内閣府から諮問があり、諮問後は約1週間で「公益社団法人認定に値するもの」と認めるとの答申書をいただくことが出来ました。

看家協会は、1月21日に答申が出て、3月22日に認定書をいただきました。実は1月21日で答申書が出たわけですから、それ以降2～3日あれば認定書はもらえるのですが、認定書を内閣府からもらいますと「2週間以内に登記をしなければならない」という法律上の規定があり、例えば1月21日に答申が出て、2月1日に認定書をもらうと2月15日までの間に登記をしなければならなくなる。登記をすると、私どもであれば従来の「社団法人 日本看護家政紹介事業協会」という法人が、自動的に解散したことになるのです。そして新たに同日付で「公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会」が発足するという形になります。ここで法律上では法人格が違ってくるわけであり、22年4月1日から2月14日までの決算をしなければならない。そして、今度は2月15日から3月31日までの決算をもう一回やらなければならなくなる。予算も事業計画も同様です。全部「分かち決算」なり「分かち予算」をしなければならない。そのためには理事会総会を開かなければならなくなる。これは全国に会員をもつ社団法人にとっては大変なことです。臨時総会を開くと2～300万円のお金もかかるし、手間もかかる。そこで、何とか1ヶ月半ばかり認定書の交付を遅らせてもらうよう頼み、3月22日にいただくことにしました。したがって、あと10日あまりで4月1日ですから、旧年度は「社団法人」の決算、新年度は「公益社団法人」の決算ということで、一回で済む形をとり、それで4月1日の午前中に登記を完了させ、新しい法人を誕生させることができました。

そして4月13日に内閣府に登記完了届を提出し、5月19日の総会で承認されたというのが、私どもの看家協会の一連の流れであります。

「公益法人制度改革の目的」

「公益法人制度改革の目的」とは？というと、「民間による公益の増進」ということですが、2万何千とある公益法人と呼ばれるものの中には、様々な法人があります。例えば明治の頃、認可されたゴルフ場の中には、未だに社団法人であるものもあります。また、色々と問題のある法人もあり、一時話題になった漢字検定協会とか、いま物議をかもしている相撲協会、プロ野球協会などです。恐らく民間による公益の増進ということが、大義名分になっているのでしょうが、ある意味で公益法人を整理するという狙いもあるのではないかと個人的には思っております。マネキン協会さんとか、われわれのように、戦後何十年も真面目にやってきた協会は、絶対に整理されることはないと思っておりますが、そういう整理意図もなきにしもあらずではないでしょうか。

公益法人制度改革の経緯というのは、平成15年から16年にかけて「公益法人制度改革に関する有識者会議」の議論を経て、公益法人制度の基本的な枠組みが閣議決定され、平成18年の通常国会に関連法案が提出され成立いたしております。この『法人法』『認定法』『整備法』の3法が平成20年12月1日に施行されたのです。これは略称であり、正式には『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律』『公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律』『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』というものです。この時点で、今までの公益法人の法的根拠であった民法34条は削除され、われわれの特例民法法人の根拠法はこの3つの法律ということになるわけです。したがって、この3つの法律の条件をそれぞれ満たさなければなりません。

『法人法』というのは「法人の設立、組織、運営及び管理を規定」。つまり、「マネキン協会の総会、理事会といったものはこうあるべきだ。これに従いなさい」というようなことの法律です。だから『法人法』というのは、公益社団であろうと、一般社団であろうと、この『法人法』の条件をすべて満たさなければ駄目だということになります。

次の『認定法』というのは、その中の公益認定の基準を定めており、公益社団を目指す場合は、この『認定法』の条件をクリアしなければなりません。これが「公益社団」なり「公益財団」なのです。

そして最後に『整備法』というのがあり、従来の公益法人、いわゆる「特例民法法人」が新制度に移行する場合の手続き、これを定めたのが『整備法』です。**(図.2)**

マネキン協会さんの場合は、現在「特例民法法人」であり、監督官庁は厚生労働省ですが、移行しますと主務官庁が内閣府に変わります。有料職業紹介事業の許可は、厚生労働省で変わらないわけですが、協会の運営、決算、予算を提出するのは厚生労働省ではなく、内閣府ということになります。ここが従来との違うところです。

さて、特例民法法人が、新制度へ移行する選択肢としては3つあります。ひとつは「公益社団への移行の申請を行う」。次に「一般社団への移行認定」し、また仮に公益社団の申請が不認可というような場合でも、5年以内の期間であれば何度でも申請することが出来ます。それからもう一つの選択肢として「申請しない」があります。これは申請しないと、5年の期間がきた時は解散ということになってしまいます。したがって「公益」で行くか「一般」にするか、「解散」するか、この3つの選択肢の中のひとつを選ばなければならないわけです。

実は新しく法人を作る場合は簡単なのです。3つの法律のうち『法人法』の最低限の要件を満たしていれば、登記所で登記をすれば、もう法人格は取得出来ます。真面目に20年も30年も運営してきた法人が、移行に際して大変な手続きをするのに対して、全く実績のないところが新しい法人を立ち上げるのは簡単だというのはいかがなものか、という気もするのですが、いまの仕組みはそういうことになっています。

ここで「特例民法法人」について少し触れておきます。

特例民法法人は移行が終了するまでの間は、これまで通り従来の名称が使えます。それから主務官庁も従来の厚生労働省が監督します。税制優遇措置も受けられます。ただ、新制度移行後の法人の監督というのは、今度は内閣府が一括して行うということになります。

「新制度における法人運営の変更点」

では、新制度ではどういうところが従来と変わってくるのかを述べてみます。まず、理事会については、これまで認められていた委任状による代理出席が認められなくなります。現在はマネキン協会さんを含め、どこの理事会でも代理出席、委任状が認められておりましたが、新制度では認められません。理事の皆さんは「必ず出席して賛否を自ら述べなければならない」ということになります。また、理事も厳しく制限されており、滅多にないだろうとは思いますが、過去に暴力団関係とか犯罪、法に触れるようなこと、あるいは脱税をしたというような経歴のある方は理事にはなれないという厳しい規定がありま

図.2　「従来の公益法人等の新制度における選択肢」

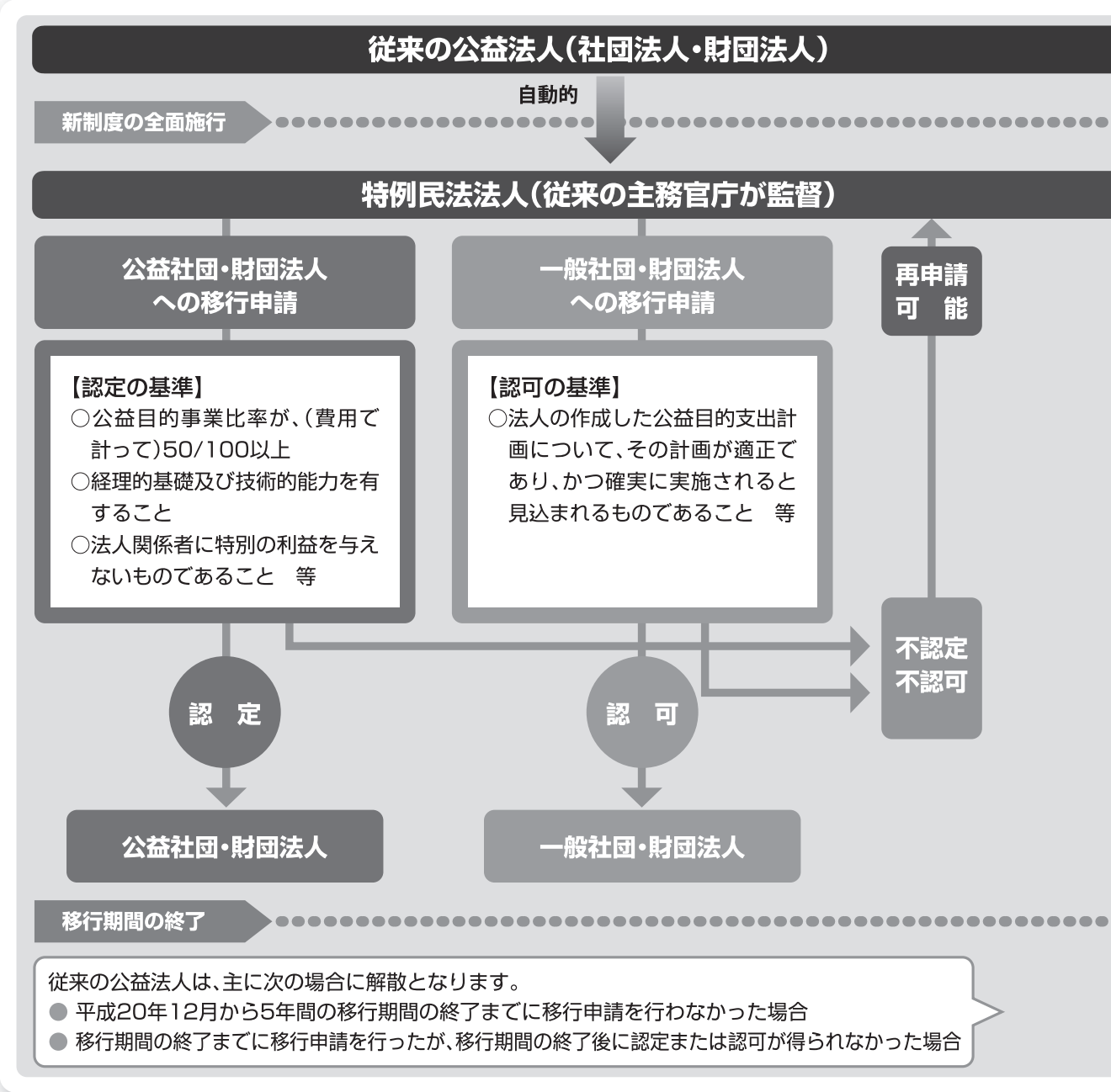

す。また、理事は今まで同じ権限をもっていたのですが、これからは「執行理事」と普通の理事に分かれます。このうち業務を執行する「執行理事」は必ず定めなければなりませんし、更には代表権を持つ「代表理事」を定めなければならないことになっております。これは公益も一般も同様であります。これら法人のガバナンスにつきましては『法人法』に決められておりますので、どちらを選択しても同じことなのです。

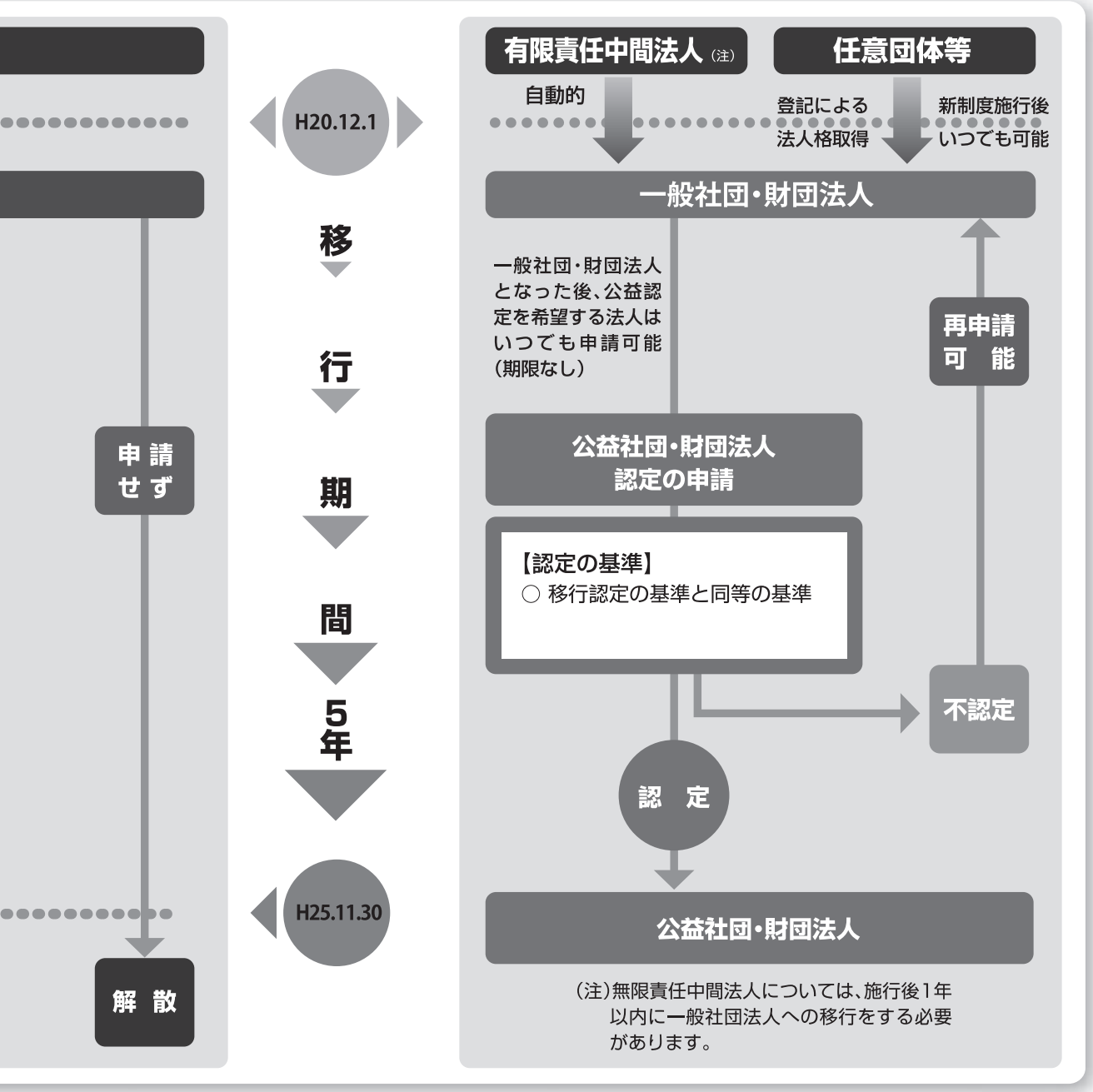

それから、社団の場合の総会ですけれども、法律上は「社員総会」と呼ぶことになります。これは従来どおり委任状による議決への参加が認められております。

「特例民法法人から公益社団・財団法人への移行認定」

いよいよ中心部分であります「特例民法法人が公益社団に移行認定する場合の基準」です。公益法人に移行するためには、先ほど述

べました『法人法』をクリアすると同時に、『認定法』に定められた条件もクリアする。それがこの認定基準です。そのひとつは「定款の内容が『法人法』及び『認定法』に適合するものであること」。一般に移行する場合は『法人法』だけで良いのですが、公益社団に移行する場合は『認定法』もクリアしなければならない。それから「認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること」。このふたつの大きな基準を満たさなければならない、とこういうことになっています。

さて「認定法第５条各号に掲げる基準」ですが、まず「経理的な基礎を有すること」。これは普通に経理処理が出来ていれば、それで充分だと思います。次に「技術的能力を有すること」。これはマネキン協会さんの場合はもう何十年も協会運営をやってこられているわけですから、これは当然備わっている。それから「特別の利益を与える行為を行わないこと」。これはもちろん社会通念上、社員や理事に不正がない、紛らわしい行為、取引がないことで、次は耳慣れない言葉とは思いますが「収支相償であると見込まれること」。収入と支出が相償う。これは公益目的事業というのが認定法上の定められた事業なのですが、その事業であまり儲けてはいけません、という意味です。収益事業というのは別途やっても良いのですが、ところが公益目的事業ではあまり儲けてはいけない。収入と支出がおおむねバランスが取れていなければいけません、というのが収支相償の原則です。

さて、次に「公益目的事業比率が50％以上であると見込まれること」という件です。看家の場合の「公益目的事業等のグルーピング及び事業比率」という表があります。これは私どもが申請した時の事業です。表の中に「事業区分」といって、セミナーとか人材の育成、相談助言とか賃金不払補償の支援、啓発広報の事業、それが13番目まであります。これは看家協会の個別の事業を並べて分類し「４種類の公益事業を行っています」と申請したものです。そして全体の事業を100とした時に、この４つの事業の占める割合が50％を超えていなければならない。看家の場合は65.1％で、50％を超えているので「この条件をクリアします」とこういうことです。ちなみに「見込まれること」というのは、予算ベースでの申請なのですから、これから申請するのであれば、23年度予算をベースにして50％以上にしなければならないわけです。

それから次に「遊休財産額が制限を超えないと見込まれること」。遊休財産額とは、法人の純資産に計上

された額のうち、具体的な使途の定まっていない財産の額であり、現金とか普通預金、そういった財産のことです。私ども看家協会の場合は、むかし箱根に保養所をもっていましたが、保養所といっても維持管理が出来なくなって、もう10年以上前に建物を壊し、土地だけを所有していたものです。これが問題になりました。維持するには清掃費や維持管理費もかかりますので、これを売って現金にしようということで、売りに出していたのですが、申請の時にはまだ売れてなかったのです。それに対して、認定等事務局から「箱根の土地を公益目的事業にどうやって使うのですか？」と、こう聞かれまして困ってしまったわけです。東京にある土地であれば「使います」と答えられるのですが、箱根にある、しかも更地ですから使いようがないわけです。これを認めてもらえず困っているうちに、何とか買い手がつき、売却することが出来ました。「これを定期預金にしてその利子を公益目的事業に使います」ということにして、申請書を修正再提出し、ことなきを得たのです。要するに、遊休財産という使途の定まっていない財産があまり沢山あるといけない。保有して良いのは一年間の公益目的事業を行う分くらいなのです。看家協会の場合は１億２～３千万円くらいですが、それ以上超えてしまうとダメですということなのです。**（図.３）**

いままで申し上げた公益目的事業。調査研究とか人材育成とか資格認定とか、こういう事業に収入があれば、これは100％公益目的

事業に使えます。例外に収益事業とか共益事業というものをやっても良いのですが、これは収益の１/２以上を公益目的事業に使わなければなりませんという縛りがあります。

「公益目的事業とは」

いよいよ核心の部分です。では、どういうものが公益目的事業なのか。どういう事業を公益目的事業として認定してくれるのか、ということを申し上げます。

これは大きく分けてＡとＢと２つの条件があります。Ａは先ほど言いました『認定法』という法律に、[別表第２条]というのがあります。そこには１番から23番まで、文化芸術の振興を目的とする事業、障がい者若しくは生活困窮者の支援を目的とする事業、高齢者の福祉の増進を目的とする事業などがあります。この５番目に「勤労意欲のある者に対する就労の支援の事業」というのがあり、これはマネキン協会さんも看家協会の場合も、働こうという求職者の方々への就職の斡旋をしているわけですから、そのものズバリであり、このＡについては全く問題がないと思い

図.3　「公益事業財産」

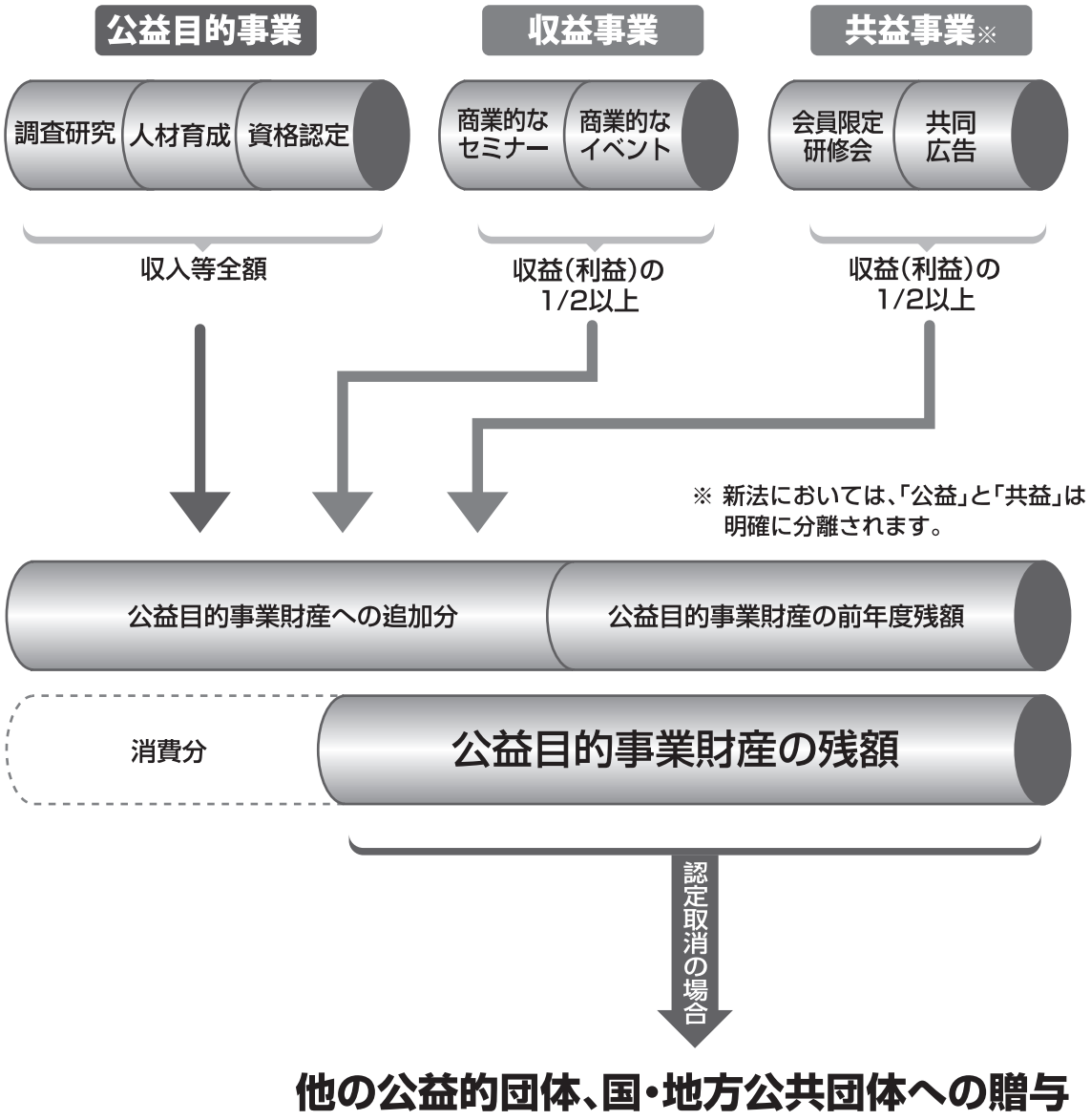

ます。例えば22番などというのは「一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業」。これは「一般消費者の利益」などというのは、どうとでも読めるわけであり、このAについてはどこかに引っかかりますから、問題はないと思います。

問題はBです。事業の利益が「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という条件をクリアしなければなりません。事業を行った場合に、その事業が不特定かつ多数の者の利益に寄与するということを、ひとつひとつ証明しなければなりません。これには

チェックポイントというものがありまして、それに対して答えなければならないのです。

これはＡかＢかどちらかを満たしていれば良いのではなくて、ＡもＢも満たさなければならない。ここが公益目的事業、公益社団に移行するかどうかのキーワードということになります。不特定かつ多数の者の利益の増進というのは、例えばマネキン協会さんの場合は教育研修みたいな事業を求職者に対してやられるとすれば、それはデパートなり量販店なりで顧客のサービスに繋がる、というようなことであれば、利益が不特定かつ多数の消費者に及ぶわけですから、そういった事業の利益が､不特定かつ多数の者に寄与している、ということが証明できれば良いのです。しかし、これがなかなか大変です。われわれ社団法人は人の集りであり、会員が集まって、その会員のために今まで事業を行ってきたわけです。だから会員に限定した事業であると、これは不特定かつ多数の者に利益が及ぶとは言えなくなるわけです。会員以外にも利益が及ぶということにしないと、認めてもらえません。つまりＢの条件をクリアしたことにはならず、そこが非常に大きなポイントのひとつになります。看家協会の事例ですが､｢公1｣の事業です。これは私どもが各種教育セミナーを開く。正会員、あるいは特別会員として家政婦がおりますが、これに向けて介護の方法、例えば痰の吸引の仕方とか、感染症の予防の仕方といった教育研修をしています。これが看家協会の重要な事業ですが、これを｢会員外も対象（有料）とする（いままでは会員のみ)｣制度として、会員外の不特定多数の者でも参加できるようにしました。このような方向性さえ開けば良いのだろうと思います。これではじめて公益目的事業として認められるものであります。

｢一般社団への移行認可｣

さて今度は、マネキン協会さんが一般社団に行く場合の条件です。一般社団なら、公益目的事業はやらなくても良いのです。従来の会員に限定した事業で構わないのですが、ひとつだけ注意しなければならないのは「公益目的支出計画」です。これは現在のマネキン協会さんがお持ちの純資産・正味財産が、ゼロになるまで公益目的事業を続けなければならないという、条件があります。これもまた厳しい条件であります。

この公益目的支出計画というのは、今まで何年間か、政府の優遇税制により、資産を貯めてきた、それを公益事業を行うことによりゼロにしなさい。という考え方なのです。これは何年かかっても構わないのですが、現在持っている正味財産がゼロになるまでの公益財産支出計画というのを作ります。例えば５千万円なら毎年１千万円の事業を５年間、あるいは５百万円ずつの事業を10年間。その５百万円の範囲においては、公益目的事業の要件をクリアしなければなりません。そういう意味において、一般社団に行くのも楽ではないということになります。この条件を満たすのが嫌であれば、国等に財産を寄付してしまいなさい、ということです。

図.4　公益社団法人への移行後について

これまでとの相違点

①「公益社団法人」という社会的ステイタス
②公益法人としての社会的責務
③団体の所管官庁が「厚生労働省」より「内閣府」へ移管
④法律及び「新定款」による公明な団体運営
⑤公益目的事業と収益事業の区分の明確化
（一部事業内容の改正あり）
⑥税制上の優遇措置　等

メリット

①社会的ステイタスの向上（社会的信用）
②税制上の優遇措置（預金利息に課税なし）
③資産は現状のまま維持が可能
④寄付が受けやすい
⑤改正保険業法への対応が可能（総合補償・共済制度）

看家の場合は、都心の市谷仲之町というところにビルと土地を所有していたので、これをこの条件に当てはめますと、土地などは時価に換算して取りあげられてしまう。それなら、ハードルが若干高くて苦労してでも公益社団に行こうということで、最初から公益社団を目指していたわけであります。

公益社団、一般社団、どちらに移行するにしろ、それなりにクリアしなければならない条件があるのです。**（図.4）**

それでは、公益社団になったからどうなのか、という話しをいたします。

公益社団であろうが、一般社団であろうが、よほど儲からない限り税制上は同じです。われわれのような有料職業紹介団体ではなく、何かを研究しているような団体、大学の研究機関で法人格をもっているようなところは、各企業から寄付金をもらいますが、これは公益社団なり公益財団になると、すべて損金で落とせます。例えば企業が運営している美術館のようなところは、物凄く有利になってきます。A美術館のようなところは、A企業が

ドンドン金をつぎ込んでも、すべて損金で落すことが出来る。そういう形になります。つまり○○研究所のようなところは企業から寄付金をもらうと、受ける方も、企業側もそれを損金で落とせる。そういう意味では、そうした団体とか法人は非常に有利になります。しかし、われわれ有料職業紹介団体はそう変わらないのだろうと思います。

ひとつは社会的なステイタス。「一般社団」というよりも「公益社団」と言った方がなんとなくカッコいいじゃないか、といったようなことがあると思います。

それと、もうひとつは今までの民法では、わずかな条文だったものが、今度は『法人法』『認定法』『整備法』のいわゆる法人3法をもって、こと細かく決められており、これからご検討されるにあたって、公益であろうが、一般であろうが、定款は変えなければなりません。定款は『法人法』の条件を満たさなければなりませんし、定款に書いてなくとも法律が優先します。定款は内閣府の方からも、公益法人協会からも非常に良いモデル定款が出ていますから、それを参考に書かれれば良いと思います。

最後にもう一点だけ申し上げておきたいと思います。

例えば看家協会の場合、「書類等の出版・販売の事業」については、いまの税法上も「収益事業」です。事業所経営に必要な求人管理簿だとか手数料管理簿等の法定書類をいままで販売してきました。従来、書類、本等の販売は「収益事業」なのですが、これは法定書類であり、利益が購入してくれた求人者にも及ぶということを説明し、「公益目的事業」として認めてもらいました。

また「労災特別加入と労災事務センターの運営事業」では、看家特有だと思いますが、皆様の場合はデパートとか量販店とか、相手は法人ですから労働基準法が適用されていますが、看家の場合は家庭に入るのが大部分であり、ご飯を作ったり、お掃除したりという家事労働であり、労働基準法が適用にならないのです。これが決定的に違う部分で、労働基準法が適用にならないと労災保険にも入れない。このようなわけで労災の特別加入というのを認めてもらっています。これは介護保険が出来た時に認められ、労災事務センターはその事務処理を受け持っています。民間で言えば社労士事務所のようなものです。このような事業も現行の税制上は「収益事業」なのですが、これも「公益目的事業」として認めてもらいました。

マネキン協会さんの場合も、民間と競合している事業があるかと思いますが、民間と競合しているから、これは公益目的事業にはならないという心配は全くないと思います。私どもも販売や、また施設の貸与など、民間と競合している事業を行っていても公益目的事業として認めていただきました。ご心配なさらずご検討されればよろしいかと思います。

看家協会が公益社団法人へ移行しました経緯を縷々述べさせていただきました。今後マネキン協会さんが公益社団か、一般社団かを検討されるための参考になれば幸いです。

社団法人　全日本マネキン紹介事業協会

『第37回定時総会』開催

日時　平成23年5月26日（木）13時00分
場所　京王プラザホテル　43F「ムーンライト」
出席会員数130名（本人出席56名　委任状出席74名）

会　次　第

司会　鈴木崇弘

1. 開会の辞 …… 石川和生
1. 黙祷 …… 鈴木崇弘
1. 会長挨拶 …… 白石眞一郎
1. 議長選出 …… 石川和生
1. 議事録署名人の選出 …… 高木ノブ子　渡邉綾子
1. 議事

第１号議案　平成22年度事業報告承認の件 …… 大林清蘭
第２号議案　平成22年度決算報告承認の件 …… 大谷聖二
監査報告…… 小林克巳　前谷祐司
第３号議案　平成23年度事業計画及び …… 川口真木
平成23年度収支予算承認の件 …… 大谷聖二
第４号議案　公益社団認定申請承認の件…… 川口真木
第５号議案　協会の運営に関する規定一部変更の件…… 川口真木
第６号議案　全国代表委員選任に関する件…… 札埜健治
第７号議案　理事、監事選任に関する件…… 札埜健治

［理事会開催］

第８号議案　会長、副会長、役職理事選任に関する件… 札埜健治

1. 会長就任挨拶 …… 白石眞一郎
1. 閉会の辞 …… 川口真木

『懇親の夕べ』華やかに開催

京王プラザホテル43階「スターライト」

(社)全日本マネキン紹介事業協会
白石 会長

厚生労働省 職業安定局
鈴木 課長

(社)全日本マネキン紹介事業協会「第37回定時総会」が平成23年5月26日(木)京王プラザホテル43階「ムーンライト」で開催された。

定時総会に引き続き、同ホテル「スターライト」において「懇親の夕べ」が催され、多数のご来賓の出席を得て華やかに行われた。

石川副会長の「開宴のことば」で幕を明け、白石会長は、総会が滞りなく終了したことを謝し、また、ご来賓の方々へ全紹協の宴に、ご臨席いただいた御礼と、新執行部の紹介を兼ね、今後もコンプライアンスの徹底になお一層努力し、山積する諸問題に立ち向かっていく決意を示し、更なるご支援をお願いしたいと挨拶があった。

ご来賓の厚生労働省　職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課　鈴木課長からご祝辞を、(社)全国民営職業紹介事業協会　斉藤専務理事には乾杯の発声をお願いし、和やかなムードの中、懇親会の輪は大きく広がった。歓談、歓笑のうちに時は刻み、名残りを惜しみつつ宴の幕は閉じた。

叙勲の栄誉に浴して

㈲南九州マネキン紹介所
代表取締役　黒　田　孝　二

この春の叙勲は、東日本大震災の関係で遅れて発表されましたが、はからずも私が職業紹介の功労により「瑞宝単光章」受章の栄誉に浴しました。

振り返りますと、私は41歳のとき当時勤務しておりました百貨店を辞めて以来30有余年、日本が国際的にも経済発展を遂げつつある時代で販売という職種の分野でも、雇用の変化による人材の需要が高まると考え、私の歩んできた中におけるさまざまな人脈や、求職者への面接を駆使して、優秀な人材を確保し、仕事の紹介へと結びつけてまいりました。その際に心がけていることは「求職者の背景や希望職種をしっかり聞く」そのことが正に、適した紹介につながり、求人・求職者の皆様の信頼を得たのではないかと思っております。今後も急激な時代の変化に対応しつつ、求職者と「心の通った関係」を保ち、適切な仕事に結び付けていけたらと考えております。

また、受章時のご報告を申し上げますと、平成23年7月5日厚生労働省職業安定局長室におきまして、安定局長より「勲章の伝達」をお受けし、さらに準備されたバスで皇居に参内し、「春秋の間」に通されました。左右の壁には薄い色で「春の琵琶湖の松」と「秋の京の北山杉」が描かれていました。水を打ったような静けさの中、侍従を先頭に天皇陛下がお出ましになり、拝謁、お言葉を賜りました。

陛下は「みなさんおめでとう、それぞれの分野で人のため、国民のために努力されたことに感謝します。これからも身体を大切に世の中のために頑張ってください」と一人一人にお声をかけられるような暖かい眼差しで皆の周りを一巡され、思わず感激で胸が熱くなるのを覚えた次第です。

最後に、今回の叙勲は「厚生労働省」「(社) 民紹協」とさらに「(社) 全紹協」白石会長の推薦、会員各位の長年にわたるご指導、ご支援があったればこその受章でございます。

誠にありがたく心より御礼申し上げますとともに、今後ともこの栄誉に恥じることなく、より一層の精進いたす所存でございます。何卒、従前と変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げて御礼の言葉とさせていただきます。

厚生労働大臣表彰を受賞して

㈱トーエイビジネスサポート
代表取締役　**杉本 照美**

この度、厚生労働大臣表彰を賜りましたことは、身にあまる栄誉で大変光栄に存じますとともに身の引き締まる思いがいたします。ご推薦いただきました、(社)全日本マネキン紹介事業協会、(社)全国民営職業紹介事業協会をはじめ東海連絡会、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

いま業界を取り巻く環境は誠に厳しい状況であります。

許可をいただいて20数年、ただひたすらに走り続けてまいりました。これを機にいま一度初心にもどり、一人ひとりの出会いを大切にし、満足のいく需要と供給のバランス、そしてコンプライアンスへの意識をさらに高めていくことが必要であると思っております。日常のひとつひとつの仕事の中にコンプライアンスを根付かせることが、ひいては、取引先への信頼や満足を向上させることにもつながると思います。

そして全会員が一丸となりお互い情報交換などエリアを超えて協力しあいながらこの厳しい状況を乗り越えられたらとも思っております。

今後も業務を通じて、業界の発展に努力を重ねてまいる所存でございますので、関係者の皆様方におかれましては、変わらぬご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

平成 23 年度　各表彰受賞者

厚生労働大臣表彰
（優良民営職業紹介事業功労者）

杉本　照美　　㈱トーエイビジネスサポート

職業安定局長表彰
（優良民営職業紹介事業求職者）

中村　律子　　㈱札幌キャリアサポート
岩井　京子　　㈱ジョビア
太田　和代　　㈱ファインスタッフきんしちょう
鈴木　昭子　　㈱国際人材パワー小田原
牛水　洋子　　㈱国際人材パワー横浜
阿部　しみ子　　㈱エキスパート仙台
永井　和子　　㈱第一ビジネス
横山　亮子　　㈱太陽
伊藤　光　　㈱国際人材パワー沼津

民紹協会長表彰
（優良民営職業紹介事業求職者）

板越　早苗　　㈱ジョビア
前山　静　　㈱第一ビジネス

平成23年・24年 ㈳全日本マネキン紹介事業協会
組 織 図

会 長
白石 眞一郎

副 会 長
川口 真木

外部理事（50音順）
石井 敏雄
小野 俊一
小島 孝一郎
柴田 知子
高橋 敬之
高柳 弘
樽本 泰知
茂木 洋

幹 事
黒田 孝二
小林 克己

事 務 局
鈴木 崇弘
岩崎 則士

専務理事
小金井 敬

専務理事
財 務 部
小金井 敬

常務理事
教育・福祉部
葛野 弘幸

全国代表委員
神保 重良

常務理事
販売事業部
大林 清蘭

常務理事
広 報 部
奥 美佐子

全国代表委員
重田 スミノ

常務理事
I/T 事業部
牧野 伸男

全国代表委員
竹内 秀男

常務理事
組織改革委員会
大谷 聖二

常務理事
三 役 付
大林 清蘭

教育・福祉部

平成23年度　「従事者研修会・販売技術促進講座　開催予定表」

従業者研修会			
日　程	連絡会	会　場	予定人数
平成23年　9月10日（土）	九　州	博多グリーンホテル2号館	30名
11月17日（木）	関　西	ホテル　アウィーナ大阪	50名
11月19日（土）	東　海	ウインク　あいち	30名
平成24年　2月22日（水）	関　東	ジュラク	60名
3月10日（土）	北海道	札幌CSビル	30名
		予定受講者　合計	200名

販売技術促進講座			
日　程	連絡会	会　場	予定人数
平成23年　9月15日（木）	関　西	ホテル　アウィーナ大阪	50名
11月16日（水）	関東①	お茶の水　ホテルジュラク	100名
12月15日（木）	関東②	仙台市情報・産業プラザ	50名
平成24年　2月16日（木）	東　海	ウインク　あいち	80名
2月22日（水）	北海道	札幌CSビル	30名
3月8日（木）	九　州	福岡県　自治会館	60名
		予定受講者　合計	370名

IT事業部

全国の会員の皆さまから「パソコン」に関する質問が多々寄せられております。まとめてみますと

- 使用中の「請求システム」は使いづらいように思う。
- 法改正に適応していないのでは？と不安を感じている。
- 法改正に適応出来ていない「ソフト」なので何とかしてほしい。
- 受付日が入らないので労働局から指導を受けた。早く対処してくれ。
- 受付月日が入らないので、コンプライアンスに反しないよう手間をかけて手書きにしているが、これでは「パソコン」を導入した意味がない。
- 「パソコン」会社から売り込みが多々あるが、どれがマネキン紹介事業に適応しているか分からない。信用出来る会社を紹介してほしい。
- 間もなく「リースが満了」となるが、新しくするなら長く使うものであり、慎重に後悔しないものを入れたい。
- 同業他社から、まだこんな「ソフト」を使用しているのか。報告書がでないものは考えた方がよいと云われた。他は簡単に出てくるのか聞きたい。
- 費用をあまりかけたくないので、今のものに安く手直しし完全なものにしたいが、出来るだろうか。
- 新しく「ソフト」を入れ替えたいが、この不況で高くて考えてしまう。

「IT事業部」としては今回、3社からプレゼンを受けましたが、この業界も目まぐるしい進歩で、再度、情報を取り、時代に則した「ソフト」を研究したいと考えております。今後は随時、情報等を連絡会を通じて報告させていただきます。

（事業主の方へ）

職業紹介事業の 新規許可 許可有効期間の更新 を申請する事業主の方へ

平成 23 年 10 月 1 日より新規許可又は有効期間の更新を予定される場合、資産要件の審査方法が見直されます。

法人の場合（現行）

◆直近の年度決算書で資産要件を確認
- 基準資産額が 500 万円以上（更新時 350 万円以上）
- 現金預金額が 150 万円以上（新規のみ）

基準資産額
＝資産額－負債額

資産要件を満たさない場合

■以下によって、基準資産額が増加する旨の申し立てを認めている。
①市場性のある資産の再販売価格の評価額が基礎価額を上回る旨の証明書の提出
②増資
③中間決算書の提出

■以下によって、現金預金額が増加する旨の申し立てを認めている。
○残高証明書の提出

基準資産額を満たさない場合、直近の年度決算書の額をベースに、資本や現・預貯金の増加額により基準資産額を算定しているが、負債の変動は、考慮していない。

法人の場合（変更後）

◆直近の年度決算書で資産要件を確認
- 基準資産額が 500 万円以上（更新時 350 万円以上）
- 現金預金額が 150 万円以上（新規のみ）

基準資産額
＝資産額－負債額

資産要件を満たさない場合

■直近の年度決算書が資産要件を満たさない場合、公認会計士または監査法人による監査証明を受けた中間・月次決算書が提出されれば、その決算書により、資産と負債の状況をあらためて審査する。

個人の場合（現行と同じ取扱いです）

青色申告で納税している場合	白色申告で納税している場合
青色申告者は、貸借対照表を作成しているため、貸借対照表および納税証明書の提出により審査。	白色申告者は、貸借対照表がないため、個人の預貯金の残高証明および固定資産の証明書の提出により審査。

（事業主の方へ）

一般労働者派遣事業の 新規許可 許可有効期間の更新

を申請する事業主の方へ

平成 23 年 10 月 1 日より新規許可又は有効期間の更新を予定される場合、資産要件の審査方法が見直されます。

法人の場合（現行）

◆直近の年度決算書で資産要件を確認

・基準資産額が 2000 万円以上
・現金預金額が 1500 万円以上

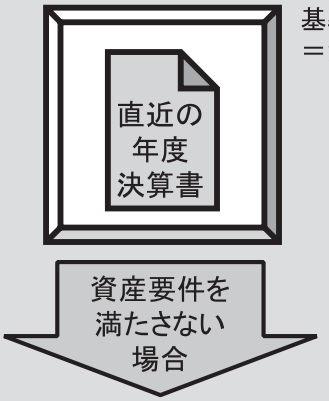

基準資産額
＝資産額－負債額

■以下によって、基準資産額が増加する旨の申し立てを認めている。
①市場性のある資産の再販売価格の評価額が基礎価額を上回る旨の証明書の提出
②増資
③中間決算書の提出

■以下によって、現金預金額が増加する旨の申し立てを認めている。
○残高証明書の提出

基準資産額を満たさない場合、直近の年度決算書の額をベースに、資本や現・預貯金の増加額により基準資産額を算定しているが、負債の変動は、考慮していない。

法人の場合（変更後）

◆直近の年度決算書で資産要件を確認

・基準資産額が 2000 万円以上
・現金預金額が 1500 万円以上

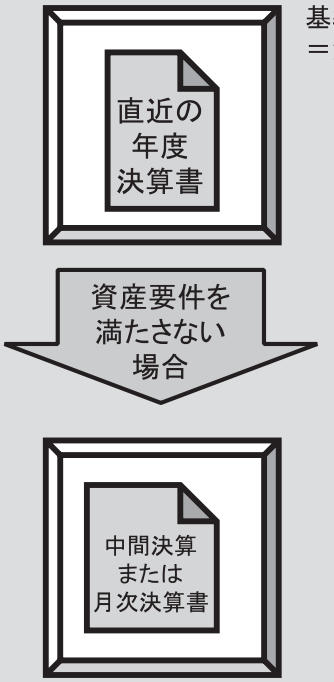

基準資産額
＝資産額－負債額

■直近の年度決算書が資産要件を満たさない場合、公認会計士または監査法人による監査証明を受けた中間・月次決算書が提出されれば、その決算書により、資産と負債の状況をあらためて審査する。

個人の場合（現行と同じ取扱いです）

青色申告で納税している場合

青色申告者は、貸借対照表を作成しているため、貸借対照表および納税証明書の提出により審査。

白色申告で納税している場合

白色申告者は、貸借対照表がないため、個人の預貯金の残高証明および固定資産の証明書の提出により審査。

事務局だより

◆ 所在地変更・電話番号変更

関東連絡会

㈱セントラル
〒150-0011 東京都渋谷区東１－４－22
渋谷ＴＦビル102

エーワン・マンパワー㈱
〒107-0062 東京都港区南青山３－13－24
サウス青山テックビル３Ｆ

㈱ファインスタッフきんしちょう
〒130-0022 東京都墨田区江東橋４－25－10
加藤ビル５Ｆ
TEL 03-5638-0233 FAX 03-5638-0234

◆ 訃　報

関東連絡会

㈱富士ワークネット　濱田　充美　平成23.4.2.逝去

◆ 入　会

九州連絡会

熊本マネキン紹介所　吉本裕子　平成23.6.28
〒860-0862 熊本市黒髪１－12－７ 地建ビル601号
TEL 096-344-5212 FAX 096-344-5215

◆ 退　会

関東連絡会

㈲日宣社マネキン紹介所 秋山　悦朗　平成23.6.30

◆ 会員名変更

関東連絡会

㈱吉祥マネキン紹介所　森川　薫
エーワン・マンパワー㈱　八田谷 直哉
㈱富士ワークネット　濱田　充裕

人事異動

厚生労働省

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課
課長　田畑一雄

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課
課長補佐　太田　衛

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課
職業紹介事業係長　森岡巨博

民紹協（東京本部）

総務課長　伊藤光一
業務課長　高橋紀夫
しごと情報ネット主査　佐賀　寛

編集後記

先日、東京都の区単位で行っている無料の「パソコン教室」に参加した。驚いたのは受講者の年齢層の高さである。たぶん平均年齢は70歳くらいだと思われる。世の中では高齢者と呼ばれる世代の方々ばかり。そして受講者全員が普通にパソコンを操作する。高度？なカタカナ専門用語を交えての講義に苦もなくついていく。さらに高度？な質問をする。これは驚いたというより、ただただ脱帽！パソコンをはじめ電卓、携帯電話までも「機械」と呼ぶ世代の人達だと勝手に思いこんでいたことに深く反省させられた。

「いま」を感じ、「いま」に生き、「いま」を謳歌する大先輩方のバイタリティから学ぶこと多しである。

Make Impression

全ての広告に感動を・・

ホームページ制作・レンタルサーバー・ドメイン取得
広告・会社パンフレット・etc　広告に関するすべての業務のご用命は・・・

株式会社 スカイヤーズ　http://www.skyers.co.jp

〒130-0026　東京都墨田区両国4-25-9 三和ビル4F
TEL：03-6659-2971 FAX：03-6659-2972